「部落差別の解消の推進に関する法律」をご存知ですか？

全ての人の人権が尊重され、部落差別を許さない社会づくりをめざしましょう。

被差別部落出身であるということだけで結婚に反対されたり、インターネット上の心ない書き込みや就職における身元調査など、現在でも依然として差別の問題が起っています。

これを受けて、平成28年12月16日から「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

一人ひとりが正しい認識を持ち、お互いの考えや立場を尊重して差別意識をなくしていかなければなりません。

部落差別（同和問題）とは…

同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身者であることや、そこに住んでいることを理由にさまざまな社会的不利益を受け、人間としての尊厳が傷つけられるという日本固有の人権問題です。

結婚問題で周囲の反対を受けること

就職・職場で不利な扱いを受けること

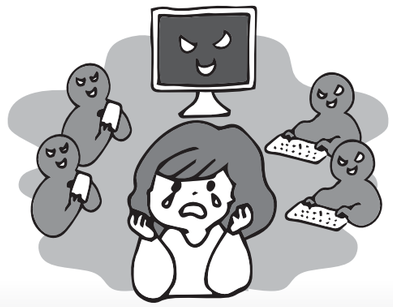

インターネットに差別的な情報が掲載されること

法務省人権相談窓口

■人権相談ダイヤル

みんなの人権110番　☎0570-003-110
女性の人権ホットライン　☎0570-070-810
子どもの人権110番　☎0120-007-110

月～金（祝日・年末年始を除く）　8:30～17:15

※電話をかけた最寄りの法務局につながります。一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。金沢地方法務局人権擁護課　☎076-292-7804

金沢市人権相談窓口

【市役所市民相談窓口（本庁舎2階）】

毎月第1金曜日　13:00～15:00（第1金曜日が閉庁日の場合、第2金曜日）

【問い合わせ先】人権女性政策推進課　☎076-220-2095

インターネットによる人権相談

パソコン・携帯電話共通　http://www.jinken.go.jp/

育てよう一人ひとりの人権意識

「人権ってなに？」と聞かれると、私たちはつい堅苦しくむずかしく考えがちです。
人権は、「人が人らしく生きるために、誰もが生まれながらに持っている、基本的な権利」です。

**毎年12月4日～12月10日は人権週間です。
この機会に、人権について考えてみましょう。**

女性の人権
男女は社会の対等な構成員であるにもかかわらず、「女だから…。」と言う人がいます。女性というだけで社会参加や就職の機会が奪われることがあってはなりません。

子どもの人権
子どもにも、一人の人間として、大人と同じように、自由と権利があります。大人が「子どもだから」「子どものくせに」と一方的に決めつける前に、子どもは大人よりも権利が侵害されやすい存在であることを認識し、子どもの権利を守る努力が必要です。

高齢者の人権
人はみな、さまざまな経験を積み、成長し、やがて老いていきます。高齢者にも当然、一人の人間として尊重され、生き生きと尊厳のある生活を送る権利があります。

障害のある人の人権
障害のある人も、障害のない人と同じ権利を持った、対等な社会の構成員です。障害のある人が社会の中で安心して生活できる条件を整え、共に生きる社会の実現が必要です。

外国人の人権
国際化が進むなか、日本には約230万人もの外国人が住み、私たちとともに生活しています。その生活習慣や文化の違いから差別されることがあってはなりません。

HIV感染者やハンセン病回復者等の人権
病気に対する誤った認識が、HIV感染者やハンセン病患者・回復者、その家族への偏見・差別につながっています。

犯罪被害者とその家族の人権
犯罪被害者やその家族は、周囲の好奇の目や中傷、心ない言動や行きすぎた報道などにより、社会的孤立や差別を受けることのないよう、その人権が擁護されなくてはなりません。

刑を終えて出所した人等の人権
刑を終えて出所した人は、罪を償った人であり、その人には社会の一員として円滑な生活を営み、人として生きていく権利があります。

インターネットによる人権侵害
インターネット上では、匿名による書き込みが可能であることを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの種々の人権問題が起きています。情報モラルを守ってインターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすことが求められています。

性的少数者の人権
同性愛者、両性愛者、性同一性障害の人々は少数派であるがために、偏見の目で見られたり、差別を受けることがあります。誰もが自分らしく生きることのできる社会が望まれます。

人権朗読コンサートのお知らせ

12/1（金）15:00～17:00
金沢市アートホール
（金沢市本町2-15-1　ポルテ金沢6階）
「中学生人権作文コンテスト」入賞者による朗読、音楽演奏
参加無料　お気軽にご来場ください

人権問題に困ったら人権擁護委員にご相談ください。

【問い合わせ先】金沢市人権女性政策推進課　☎076-220-2095　FAX 076-260-1178　jinkenjyosei@city.kanazawa.lg.jp